

社 団 法 人

全日本配合飼料価格安定基金の概要

飼料業界の60%のシェアをもつ協同組合日本飼料工業会（略称工業会）は農林省の行政指導をうけて全農系、専門農協系と同様の配合飼料価格安定基金をもつことになり昭和48年3月5日に創立総会が開かれ、同月12日に農林大臣設立認可、同月13日より業務開始をして今日に至っております。この安定基金の仕組みは、配合飼料製造業者が1億4,550万円、畜産経営者が830万円、畜産振興事業団が1億5,000万円、工業会が50万円計3億430万円を出資金として、畜産経営者の使用する配合飼料の量に応じて、製造業者がトナリ200円、畜産経営者もトナリ200円積み立て、配合飼料の主原料である、とうもろこし、マイロ、大豆粕、および魚粉の価格が基準価格を上回って配合飼料価格が上昇した場合、積立金から一定額を畜産農家に払い戻し（補てん）、配合飼料価格の安定に役立てるものです。第1事業年度は昭和48年3月から昭和49年3月までですが、工業会の全国の扱いトナリ数は841万トナリで、製造業者と畜産経営者の積立金総額は33億6,100万円、昭和48年3月以降の配合飼料価格の値上りに対して9月までトナリ1,250円を畜産経営者に払い戻しを行いました。しかし9月以降も続いて配合飼料の価格が上りましたので、積立金33億円全額払い戻しとなり引続き畜産経

営者へ値上りに対する積立金の払い戻し補てんが不可能となったのですが、ここで政府は安定基金制度に力を貸し、安定基金の中に特別積立金制度を設けました。特別積立金は配合飼料価格の48年9月以降平均1万1000円値上げに対応して、政府の飼料緊急対策の一つとして、従来の積立金制度とは別に、48年10月以降新設された積立金です。

この資金の積立金は、飼料製造業者が配合飼料1トナリにつき200円を積立て、政府は国庫より約211億円を支出、48年10月より49年3月までの配合飼料に対し三基金を通じて畜産経営者にトナリ平均3,000円を補てんすることになったものです。この資金の国庫への返還は前述の如く飼料製造業者が、基金に2年間積立、据置きとして、3年目より国庫に返還することになっており、返還完了には約7年間に要する見込みです。第1事業年度の積立、補てんの総額の内容は下表の通りです。

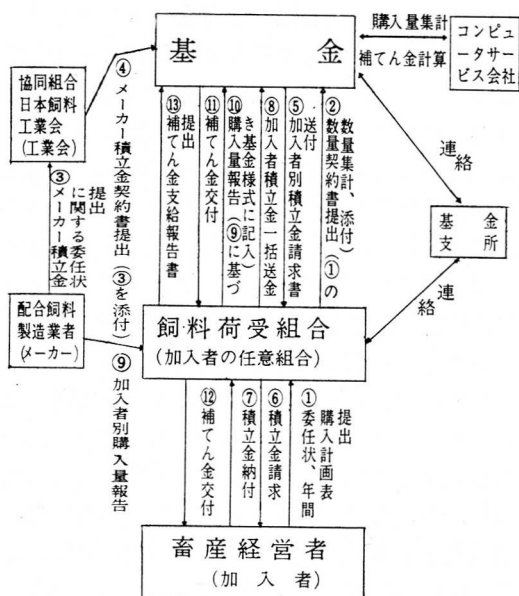
なお通常積立金についても第2事業年度より補てん機能の拡充強化を計る目的で、畜産経営者の積立をトナリ200円増額（全農系、専門農系も同額）積立額はトナリ400円となっていて現在に至っております。第1事業年度においては、基金設立後間もなく補てん金を支出せざるを得ぬ事態となり、積立ての余裕もほとんどなかったので、金融機関より37億円を借入して、通常補てん金約51億円の支出を行なったのであります。第1事業年度のみに限って見ますと、畜産経営者はトナリ200円の積立てで、基金および国よりトナリ約2,000円の交付を受けたことになり、いいかえれば掛金の10倍のものが戻ったことになります。

第1事業年度の積立金と補てん金の内容

積立金 (補てん積立金)		メーカー積立	畜産経営者積立	合計	トン当り単価
通	常	16億8千2百万円	16億8千2百万円	33億6千4百万円	各々200円
特	別	8億7百万円	0	8億7百万円	200円
合	計	24億8千9百万円	16億8千2百万円	41億7千万円	600円
補てん金 (通常価格差補てん金)		畜産経営者	対象期間	トン当り単価	摘要
通	常	51億5千4百万円	48年3月—48年9月	1,250円	基金より
特	別	76億7千万円	48年10月—48年12月	4,000円	国より
特	別	40億2千5百万円	49年1月—49年3月	2,000円	〃
特	別	116億9千6百万円		平均3,000円	〃
合	計	168億5千万円		平均2,000円	

今後共、世界の飼料事情は変動をつづけると予想され、この安定基金制度の安定した運用が望ましく、資金的な協力と行政的な指導を円滑にするため、昭和50年度以降は政府が安定基金の新機構を設けて従来の安定基金を援助することが内定しています。

基金のしくみを図解すると別図の通りとなり、基金と配合飼料製造業者及び畜産経営者の間で、年間配合飼料取引数量のとりまとめと、これに基
社団法人、全日本配合飼料価格安定基金のしくみ



づく契約書の取り交わし、それぞれ積立金の納付、配合飼料購入数量の確認とこれに基づく補てん金の支払いなど一連の基金業務及び連絡は基金支所一製造業者一畜産経営者の代表となる飼料荷受組合を通じて、連絡事務処理が行なわれています。

年間購入量計画表の提出

これは加入者に於て、一年間の四半期別毎の家畜頭羽数と配合飼料購入量(kg単位)を記入捺印2部提出します。この数量が基金との数量契約の基準となって積立金が徴収され、災害その他特別事由がない限り数量の変更は認められませんから記入については実害のない様留意して下さい。と申しますのは補てん金の交付計算の対象は契約数量と購入数量の孰れか低い方となっており、契約量が購入量より甚だ少ないときは積立金は少なくてすむが、購入量相当の補てんが受けられません。

逆に契約量が購入量より甚だ大きいときは積立金のみ多くなりますので、契約数量の決定にあたっては実際に近い数量を記入することが大切です。

加入者積立金の決定

平均配合飼料の供給価格(トッ当り)の2%以内で毎事業年度の開始前に基金に於いて評議員会(畜産経営者、メーカーの役職員、学職経験者にて構成)の意見を聴き理事会の議決を経て金額が定められます。3年たって3年間に積立てられた総額(メーカーと加入者との合算)の3分の1以上の積立金があるときは、3分の1を残して残額は加入者の総額に対する納付総額の割合を剩じた額が加入者に返還され、それ以外は返還されません。所謂保険給付の役目を果しております。積立金の荷受組合への納付期限は下記のごとく相成っております。

記

四半期別積立金	納付期限
第1(4月—6月)	3月25日
第2(7月—9月)	6月25日
第3(10月—12月)	9月25日
第4(1月—3月)	12月25日

上記納付が期限迄に実施されませんと飼料荷受組合にて一時借入をしてまで基金に立替払しなければなりません。組合には資金余裕は全然ありませんのでこの点御理解の上、納付期限だけは必ず守って下さい。

補てん金の交付

年度当初に算定された原料(とうろこし、こうりゃん、大豆油かす、魚粉)の基準購入価格を実際の平均購入価格が上回ってかつ配合飼料の供給価格が値上げされた場合に発動されます。トッ当りの金額は上記原料の平均購入価格と基準購入価格との差に平均配合割合を剩じた合計額、または配合飼料の値上幅の孰れか低い額を限度として評議員会を通じて理事会にて決定されます。なお当然のことながら、加入者が基金に提出した書類に偽りの記載があった場合と、積立金の納付を怠ったときは補てん金の交付を受けられません。

以上概要を述べましたが最後に当基金に対しましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

(雪印北海道飼料荷受組合)